

# 二次的利用の利用目的の制限等について (これまでの考え方)

- ◇ オーダーメイド集計に関し利用目的を制限しているこれまでの整理
- ◇ 匿名データの提供に関し利用目的を制限しているこれまでの整理

# オーダーメイド集計に関し利用目的を制限したこれまでの整理

- ① オーダーメイド集計を行うためには、相当程度の行政資源を投入する必要がある。
- ② 利用目的を問わずにオーダーに応じることとした場合には、個人情報などが調査対象者の意図に反して利用されるのではないかという不安を、調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年4月13日 衆議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを含め、個人情報に本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年5月15日 参議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報に本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

- 
- 行政資源の投入が一定程度に抑えられ、かつ、利用について調査対象者の信頼を損ねる恐れがない利用要件として、以下を措置
- 一般的に公益性が認められ、調査対象者の信頼を損ねる恐れがないと考えられる「学術研究」を法律で例示
  - 一般的に公益性が認められ、学術研究と表裏一体的な位置づけとなる「高等教育」を総務省令で規定
- ◇ 社会還元による一層の公益性及び透明性確保の観点から総務省令で公表義務を規定

# 匿名データの提供に関し利用目的を制限したこれまでの整理

利用目的を問わず匿名データの提供に応じることとした場合には、実質的に無制限に誰に対しても匿名データを配布することとなる。

匿名化されているとはいえ、生活実態や会社運営実態などの赤裸々な個々の回答の内容に変わりはなく、これらの情報が無制限に提供されれば、回答内容が調査対象者の意図に反して利用されるのではないかという不安を調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年4月13日 衆議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを含め、個人情報が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。

※ 統計法案に対する付帯決議(平成19年5月15日 参議院総務委員会)

三 オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進にあたっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。



利用について調査対象者の信頼を損ねる恐れがない利用要件として、以下を措置

- 一般的に公益性が認められ、調査対象者の信頼を損ねる恐れがないと考えられる学術研究での利用を法律で例示
- 一般的に公益性が認められ、学術研究と表裏一体的な位置づけとなる高等教育利用を総務省令で規定
- 国際機関(公益性)の利用、学術研究や高等教育を行うための国際比較統計を提供するための利用(上記2つの利用と密接関連)を総務省令で規定
- ◇ 社会還元による一層の公益性及び透明性確保の観点から総務省令で公表義務を規定